

議第42号

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例

第 1 条 京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 体育室の項から第 2 会議室、第 3 会議室及び第 4 会議室の項までを次のように改める。

体育室	体育館 競技場の 全面利用 の場合	アマチ ュアス ポーツ	A	円 9,050	A	円 7,710	円 12,340	円 9,250	C	円 21,600	C	円 17,480	E	円 42,990	E	円 34,440
			B	円 7,200	B	円 6,170			D	円 16,450	D	円 13,370	F	円 37,840	F	円 30,330
													G	円 41,140	G	円 32,900
			H	円 35,990	H	円 28,790										
		その他	A	円 24,480	A	円 19,020	円 36,000	円 26,740	C	円 63,770	C	円 50,400	E	円 124,250	E	円 96,160
													F	円 109,850	F	円 84,840
			B	円 22,620	B	円 17,480			D	円 49,370	D	円 39,080	G	円 122,390	G	円 94,620
													H	円 107,990	H	円 83,300
	その他	全面使 用（1 時間 につき）											円 1,850	円 1,540		
		部分使 用	別に定める。													
体育館競技場		A	円 2,980			C	円 5,140	E	円 10,480							
								F	円 9,240							

第1会議室	の全面と併用する場合			2,360			G	9,860
		B	2,360		D	3,900	H	8,620
	そ の 他	A	4,830		C	8,020	E	18,710
							F	17,470
		B	4,210		D	6,780	G	18,090
							H	16,850
第2会議室、第3会議室及び第4会議室	体育館競技場の全面と併用する場合	A	1,850	1,540	C	3,290	E	6,680
							F	5,960
		B	1,540		D	2,570	G	6,370
							H	5,650
	そ の 他	A	3,080	3,900	C	5,140	E	12,120
							F	11,400
		B	2,770		D	4,420	G	11,810
							H	11,090

別表第2備考以外の部分中

円	円	円	円
3,000	2,500	5,000	4,000
9,000	6,500	14,000	11,000
600		1,200	
300		700	

3,080	2,570	5,140	4,110
9,250	6,680	14,400	11,310

610	1,230
300	720

に改める。

第2条 京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「体育室又は会議室を使用しよう」を「会館を利用しよう」に改める。

第6条の見出しを「(利用制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用者」に改める。

第7条の見出しを「(利用料金等)」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「別表第1に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「使用時間」を「利用時間」に、「体育室又は会議室を使用する」を「会館を利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「とおり」を「額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるもの」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金は、別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第7条第4項中「使用者」を「利用者」に、「使用した」を「利用した」に、「体育室又は会議室」を「会館」に改め、「限る。）は」の右に「指定管理者に対し」を加え、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改める。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の使用料」を「既に支払われた利用料金」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第10条第1項中「使用者は、使用しよう」を「利用者は、利用しよう」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改める。

第11条中「使用者」を「利用者」に改める。

第12条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改める。

別表第1備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「部分使用」を「部分利用」に改め、同表備考2中「使用する」を「利用する」に改め、同備考3中「使用した」を「利用した」に改める。

別表第2備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考2中「使用する」を「利用する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 京都市市民スポーツ会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 第1条の規定による改正後の京都市市民スポーツ会館条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い使用料の適正化を図るとともに、

京都市市民スポーツ会館の利用に係る料金を指定管理者に収受させるために必要な事項を定める必要があるので提案する。